

まちかど健康情報ステーション認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宇部市健康づくり推進条例（平成26年条例第44号）に基づき、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に資する取組を推進するため、健康づくりや子育て、介護等の情報（以下「健康情報」という。）について市民等に効果的に提供する事業者等の店舗や施設（以下「店舗等」という。）を「まちかど健康情報ステーション」（以下「ステーション」という。）として認定することを目的とする。

(対象となる店舗等)

第2条 宇部市内にある、身近で誰もが訪れることができる店舗等を対象とする。

(認定要件)

第3条 市長は、次の各号の要件をすべて満たすことができる店舗等を、ステーションとして認定することができる。

- (1) 利用者等の滞在時間が比較的長い店舗等であること。
- (2) 定期的に市が配信する健康情報の紹介、健康づくりに関する啓発への協力が可能であること。

(取組内容)

第4条 ステーションは、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 定期的に市が配信する健康情報の紹介（チラシ設置、接客での説明等）
- (2) 健康等に関する強化月間やキャンペーンへの協力

(ステーションの責務)

第5条 ステーションは、前条に規定する取組を行うとき、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 市が配信する健康情報に関連して、ステーションが扱う商品やサービスを提供又は推奨するとき、当該商品等を市が推奨したものと誤解を招くような言動をとってはならない。
- (2) その他、市が配信する健康情報以外の情報を提供するとき、当該情報を市が配信する健康情報と誤解を招くような言動をとってはならない。

(認定手続き)

第6条 認定を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、まちかど健康情報ステーション認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(決定・認定証)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、認定することに決定したときは、ステーションの認定証及び認定ステッカー（以

下「認定証等」という。)を申請者に交付するものとする。

(認定期間)

第8条 前条の認定期間は、認定証等の交付日からこの制度が終了する日までとする。

(情報発信)

第9条 市長は、第5条の規定により認定した店舗等（以下「認定店」という。）の名称や所在地等の情報を市のホームページ等により公表するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定店は認定証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 第3条に定める認定要件に適合しなくなると認められるとき。
- (2) 第5条各号に定める禁止行為を行ったと認められるとき。
- (3) ステーションの認定取消しを申し出たとき。
- (4) その他、ステーションとして適当でないと市長が認めたとき。

(免責事項)

第11条 認定店が第5条各号に定める禁止行為を行ったことにより、事業者、顧客等に損害又は損失が生じた場合には、市は法律上責任を一切負わないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 市長は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月23日から施行する。